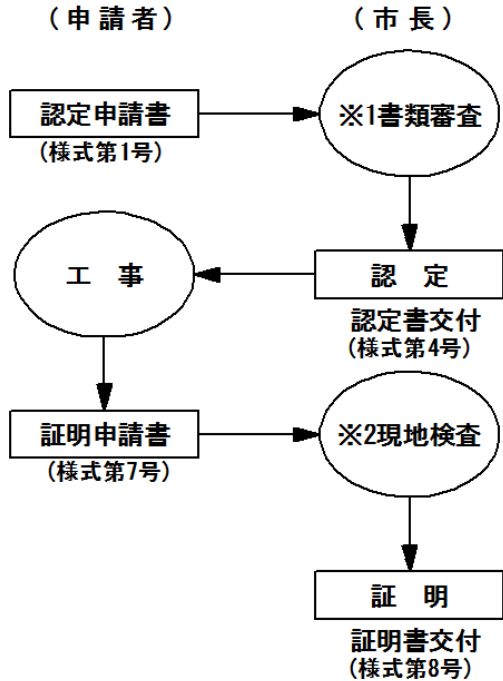
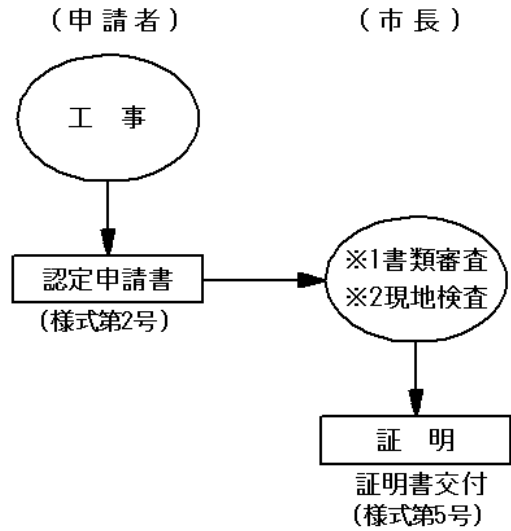


○優良宅地認定事務の流れ

1,000 m²以上の場合



1,000 m²未満の場合



※1 認定を受けようとする計画が優良宅地認定基準に適合していることを審査します。

※2 工事写真の確認及び現地検査により当該認定の内容に適合していることを確認します。写真管理については、「開発許可・宅地造成許可に係る工事施工の注意事項」を参考にしてください。なお、1,000 m²未満の場合は、工事前の手続きは不要となるため、設計時に当該基準に適合する計画であることの確認が必要です。

※都市計画法第29条の開発許可を受けた宅地造成の場合

優良宅地造成証明請求書 (別記様式第11号)
検査済証の写し (都市計画法第36条第2項)

※旧住宅地造成事業に関する法律第4条の認可を受けた宅地造成の場合

優良宅地造成証明請求書 (別記様式第13号)
検査済証の写し (旧住事法第12条第2項)

※土地区画整理事業による換地処分により取得した土地の場合

優良宅地造成認定申請書 (別記様式第14号)

証明
証明書交付